

6月1日は 「人権擁護委員の日」

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。
全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めて、全国一斉『人権擁護委員の日』特設相談所を開設したり、地域住民に人権への理解を深めてもらうための啓発活動に取り組んでいます。

特設相談所を開設します!

6月1日「人権擁護委員の日」に合わせ、各市町において特設相談所の開設を予定しています。相談は無料で、秘密は厳守します。人権に関する困りごと・悩みごとがございましたら、お気軽にお越しください!



相談場所・日時についてはこちら

みんなの人権110番 (全国共通)

0570-003-110

ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

こどもの人権110番 (全国共通 通話料無料)

0120-007-110

せろせろ なののひやくとおぼん

外国語人権相談ダイヤル(全国共通)
(Foreign-language Human Rights Hotline)

0570-090911

法務省ネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

<https://www.jinken.go.jp/>

法務省ネット人権相談 検索



人権に関するご相談は

神戸地方法務局／兵庫県人権擁護委員連合会

あなたの街の相談パートナーです

人権擁護委員を ご存知ですか?

差別のない
明るく豊かな社会を
めざしています。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

Check!

人権擁護委員の詳しい活動はこちら

相談

地域の皆さんからの人権に関する相談に応じています。事案に応じて救済手続を開始します。

このような相談に応じています

- いじめ、体罰を受けた ●暴行・虐待を受けた
- 差別を受けた ●名誉毀損、プライバシー侵害を受けた
- セクシュアル・ハラスメントを受けた
- インターネット上で誹謗中傷された など

様々な相談方法があります

●面接

・常設相談所

(法務局・地方法務局又はその支局)

・特設相談所

(市町村役場、デパート、社会福祉施設等で随時開設)

●電話

●インターネット

人権相談



●こどもの人権 SOS ミニレター

電話では相談しにくい、勇気があるなどといった、こどもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。全国の小・中学生に配布しています。相談したい内容を書いた手紙(切手不要)をポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届きます。人権擁護委員は、届いた手紙からこどもたちの想いを読み取って返事を書くなど、こどもたちの心に寄り添い、事案に応じて、こどもたちの声を救済に結び付ける取組を行っています。

こどもの人権 SOS ミニレター



(表)

(裏)

人権イメージキャラクター
人KENまもる君



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



人権擁護委員は こんな活動をして います



人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受けた民間の人たちです。全国各地で、約 14,000 名の人権擁護委員が、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

啓発

人権の大切さを多くの方々に知っていただき、また、考えていただくために、様々な活動を行っています。

街頭啓発・啓発イベント

各地域で様々な啓発活動を行っています。



学校や児童館での人権教室

学校や児童館などを訪問し、児童にいじめ等の人権問題について考えてもらい、相手への思いやりや生命の尊さを体得すること等を目的とした人権教室を行っています。



救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して、調査・処理に当たります。人権相談から救済手続を開始する場合もあります。

インターネット上での人権侵害について

インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。

●削除要請は、表現の自由を不当に制限しないように慎重に行う必要があるため、法務局からの削除要請を行わない場合があります。